

24監査公表第15号

地方自治法第199条第12項の規定により，平成24年8月16日に福岡市長から出資団体監査の結果に対する措置について通知を受けたので，同項の規定により次のとおり公表する。

平成24年9月20日

福岡市監査委員 南 原 茂
 同 梶 木 義 博
 同 石 井 幸 充
 同 大 松 健

1 監査報告と措置の件数

23監査公表第3号（平成23年2月7日付 福岡市公報第5801号 公表）分・・・4件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

23監査公表第3号（平成23年2月7日付 福岡市公報第5801号 公表）分
 （出資団体監査）

1 財団法人福岡市学校給食公社

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>福岡市立学校給食運営業務の委託契約について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>財団法人福岡市学校給食公社は福岡市と「福岡市立学校給食運営業務の一部委託契約」を締結し，福岡市学校給食センター等における学校給食の調理業務等を受託し，同公社の支出総額から雑収入等を控除した金額を業務委託料としている。しかしながら，同公社の職員給与及び病気休暇の取扱いについて次のような不適切な取扱いが認められた。市民の税金で賄われている業務委託料が増加することとなっているため，適正な事務処理を行われたい。</p> <p>ア 同公社調理員については8月を休業日と定め給料月額8割を支給しており，8月の休業日のうち5日間を7月に振替えて休業日とし，8月において</p>	<p>手当等の労働条件の見直しについて，給食公社と労働組合との間で労使交渉が行われ，平成24年1月31日付で合意に至った。</p> <p>このため，調理員に対して8月休業日を7月に振り替えて休業日とし，8月において出勤日と定めた日について日割で支給していた通勤手当については，平成24年度から例月の通勤手当を定期券により認定されている者を除き廃止された。（(財)福岡市学校給食公社中期経営計画に明記）</p>

<p>出勤日と定めた5日間について通勤手当を日割で支給していたが、7月分の通勤手当については月額で支給し、減額を行っておらず二重払いとなっていた。</p>	
<p>イ 手当とは特別の業務に従事するなど、基本給に含めて支給することが不適当である場合に支給されるべきものであるが、同公社調理員に適用する給料表を定めているにもかかわらず、調理員が行う本来業務について、業務手当を日額で支給していた。また、調理業務に従事しない職場研修についても業務手当の支給対象としていた。</p>	<p>手当等の労働条件の見直しについて、給食公社と労働組合との間で労使交渉が行われ、平成24年1月31日付で合意に至った。</p> <p>このことを踏まえ、平成24年3月27日に開催された理事会において同公社職員給与規程の一部が改正され、業務手当の見直しが行われた（平成24年度からの3か年で段階的に廃止）。</p>
<p>ウ 同公社給与規程において、調理員に適用する給料表（1～3級）を等級別に定めているにもかかわらず、もっぱら調理に従事する職員である業務係長、総括調理主任及び調理主任について、調理員以外の職員給料表を適用し、さらに本来業務である調理業務について、職務手当（係長43,200円／月、総括主任又は主任32,500円／月）を月額で支給していた。また、調理業務に従事しない8月分の職務手当を支給していた。</p>	<p>手当等の労働条件の見直しについて、給食公社と労働組合との間で労使交渉が行われ、平成24年1月31日付で合意に至った。</p> <p>このことを踏まえ、平成24年3月27日に開催された理事会において同公社職員給与規程の一部が改正され、職務手当の見直しが行われた（平成24年度からの3か年で段階的に廃止）。</p>
<p>エ 賞与については市の期末・勤勉手当の支給率を参考に額を決定しているにもかかわらず、同公社就業規則において90日を超えない範囲で与えることができることとされている病気休暇の取得日数に応じて、賞与を減額していなかった。</p>	<p>手当等の労働条件の見直しについて、給食公社と労働組合との間で労使交渉が行われ、平成24年1月31日付で合意に至った。</p> <p>このため、勤務成績判定期間において、病気休暇により勤務しなかった期間が31日以上の場合には、その全期間の1/2を減額することとされた（1日未満の端数は切り捨てる。）。（(財)福岡市学校給食公社中期経営計画に明記）</p>